

地域密着型通所介護
帯広市日常生活支援総合事業（第1号通所介護）

運 営 規 程

社会福祉法人 刀圭会
デイサービスセンター にれの木

社会福祉法人 刀圭会
地域密着型通所介護・帯広市日常生活支援総合事業（第1号通所介護）事業所
デイサービスセンター にれの木 運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人 刀圭会が開設するデイサービスセンターにれの木（以下「センター」という。）が行う地域密着型通所介護及び帯広市日常生活支援総合事業（第1号通所介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

【運営の方針】

第2条 センターの生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が可能できるように支援を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター にれの木
- (2) 住所 帯広市西22条南1丁目11番地13

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、センターの従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (4) 介護職員 3名以上
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（祝祭日を含む）までとする。
ただし、12月31日～1月3日までをのぞく。
- (2) 営業時間 8：30～17：30までとする。
サービス提供時間 9：30～16：40までとする。

【利用者の定員】

第6条 1日の事業を提供する定員は18名とする。

【通所介護の内容】

第7条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴（①一般浴槽による入浴 ②特殊浴槽による入浴）
- (4) 機能訓練
- (5) 日常生活上の援助（排泄、移動、その他必要な身体の介護）
- (6) 健康チェック
- (7) レクリエーション
- (8) 相談・援助

【通所介護計画の作成等】

第8条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

【利用料等】

第9条 利用料その他の費用の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、重要事項説明書に定める料金表（別表1、2）により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費及び日常生活品費、教養娯楽費、その他の費用等の利用料を、重要事項説明書に定める利用料金により支払いを受ける。

【通常の事業の実施地域】

第10条 通常の事業の実施地域は、帯広市内とする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第 11 条 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（当日の利用料金のうち、基本料金の自己負担相当額）をいただくこととする。（利用者の体調不良等、正当な事由がある場合を除く）

2 利用者は、サービス利用中に他の利用者、もしくは職員に対するハラスメント行為、営利目的の活動、宗教活動は行えないものとする。

【緊急時等における対応方法】

第 12 条 生活相談員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

【事故発生時の対応】

第 13 条 生活相談員等は、事業を実施中に、利用者が転倒等により怪我をされたり、送迎中の事故等が発生した場合には、その状況に応じて速やかな対応を行うものとする。

【非常災害対策】

第 14 条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に研修及び避難訓練を行う。

【感染症対策、衛生管理等】

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように必要措置を講じる。また、これらを防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策委員会を定期的に開催し、指針を整備する。

4 従事者に対して衛生管理、感染症又は食中毒及び蔓延防止に関する研修、訓練を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するとともに措置を適切に講じる。

【身体拘束に関する事項】

第 16 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限するような行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急時やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きなど厚生労働者が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」

を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第19条第2項の運営推進会議に報告する。

- 3 身体拘束廃止のための委員会を定期的開催し、指針を整備する。
- 4 従事者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的実施する。

【虐待防止に関する事項】

第17条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第18条 事業者は、生活相談員等の資質向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人刀圭会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(運営推進会議)

第19条 当事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、事業についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

附則

この運営規程は、平成24年 3月15日から施行する。

この運営規程は、平成24年11月1日から施行する。

内容：営業日及び営業時間（2）サービス提供時間の変更

この運営規程は、平成26年 8月1日から施行する。

内容：利用者の定員 15名 → 20名 へ変更

この運営規程は、平成27年10月1日から施行する。

内容：職員の職種、員数（3）看護職員 専従 → 兼務に変更

（4）介護職員 3名 → 4名に変更

（5）機能訓練指導員 専従 → 兼務に変更

（1）～（5）勤務形態の明記追加

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

内容：指定通所介護 → 地域密着型通所介護

運営推進会議に関する記載の追加

利用者の定員 20名 → 18名 へ変更

職員の職種、員数（4）介護職員 非常勤・専従1名追加

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

内容：予防通所介護の記載削除

職員の職種、員数（2）生活相談員 2名 → 3名

常勤・兼務1名 → 2名。

（4）介護職員

常勤・兼務1名 → 2名。

非常勤・専従1名削除

この運営規定は、令和1年10月1日から施行する。

内容：第9条 利用料金について記載の変更

この運営規定は、令和2年4月10日から施行する。

内容：職員の職種、員数について記載変更

この運営規程は、令和6年3月1日から施行する。

内容：帯広市日常生活支援総合事業（第1号通所介護）の追加。

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

内容：第9条（1）

別に定める料金表 ⇒ 重要事項説明書に定める料金表（別表1、2）

内容：第9条（2）

別に定める料金表⇒重要事項説明書に定める利用料金

内容：第11条2の追加

内容：第14条2 一部文言の追加（研修及び）

内容：第15条 感染症対策、衛星管理等の追加

内容：第16条 身体拘束に関する事項の追加

内容：第17条 虐待防止に関する事項の追加

内容：第18条 年1回以上⇒随時に変更

内容：